

北秋田市し尿処理施設建設工事

入札説明書

平成 29 年 11 月 28 日

目 次

用語の定義

1.	本工事の概要	1
1.1	工事名称	1
1.2	公共施設の管理者	1
1.3	工事の目的	1
1.4	工事の概要	1
1.5	工事期間	1
1.6	業務の範囲	2
1.7	落札者の収入	3
2.	落札者の選定に係る概要スケジュール（予定）	4
3.	入札参加者に関する要件	5
3.1	入札参加者の参加要件	5
3.2	入札に関する留意事項	6
3.3	入札に関する手続	7
4.	提案条件	12
4.1	提案に関する条件	12
4.2	工事の継続が困難となった場合の措置	12
4.3	市による本工事の実施状況の監視など	13

用語の定義

本工事	北秋田市し尿処理施設建設工事をいう。
市	北秋田市をいう。
入札参加希望者	本工事の入札に参加を希望する企業をいう。
入札参加者	本工事の入札に参加する企業をいう。
落札者	入札参加者の中から本工事を実施する者として選定された企業であり、本工事を実施する者をいう。
工事契約	本工事に係る市と落札者との間で締結される工事契約書に基づく契約をいう。
本件施設	本工事において建設されることが予定されている「北秋田市し尿処理施設」をいい、プラント設備、建築物等のすべてをいう。
プラント設備	本件施設の設備のうち、処理対象物を処理するために必要なすべての設備（機械設備・電気設備・計装制御設備等を含む。）を総称していう。
建築物等	本件施設のうち、プラント設備を除く設備及び建物を総称していう。
処理対象物	市内から排出され、市民、事業者及び許可業者が本件施設に搬入するし尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水施設から搬入される汚泥を総称していう。
入札説明書等	市が本工事の実施に際して配布する入札説明書、発注仕様書、様式集、その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
入札説明書	北秋田市し尿処理施設建設工事 入札説明書をいう。
発注仕様書	北秋田市し尿処理施設建設工事 発注仕様書をいう。

資格審査申請書類

入札参加者が本工事の入札に際して市に提出するものとして入札説明書に規定している参加表明書、資格審査申請書、入札参加資格確認書類、印鑑届、及び印鑑証明書をいう。

1. 本工事の概要

1.1 工事名称

北秋田市し尿処理施設建設工事

1.2 公共施設の管理者

北秋田市長 津谷 永光

1.3 工事の目的

現在、北秋田市、能代市(ニツ井町)、藤里町、上小阿仁村の2市1町1村から発生するくみ取りし尿及び浄化槽汚泥は、同市町村で構成される北秋田市周辺衛生施設組合が運営している「米代流域衛生センター」で処理されているが、処理貯留槽の腐食など施設の老朽化が進んでいることから、施設の更新を行う。

また、現在の北秋田市周辺衛生施設組合は、し尿処理施設の更新に合わせて解散を予定しており、その後は北秋田市と上小阿仁村の1市1村のみでし尿処理を継続する計画である。

市のし尿処理は、公共下水道終末処理施設（鷹巣浄化センター）と連携し処理の効率化を図ることとし、下水道投入方式（前処理＋希釈方式）で整備するものである。

1.4 工事の概要

建設場所	秋田県北秋田市鷹巣字小沼15、16
建設対象施設	し尿処理施設
処理対象物と量	し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水施設汚泥 計画処理量 46 kL/日 内 し尿 22 kL/日 内 浄化槽汚泥 24 kL/日
施設規模	46k1/日
施設概要	し尿等を下水道受入基準値以下に希釈し、公共下水道終末処理施設（鷹巣浄化センター）へ送水する施設。
処理方式	下水道投入方式（前処理＋希釈方式）
供用開始（予定）	平成32年4月

1.5 工事期間

市議会の議決の翌日から平成32年3月20日まで

1.6 業務の範囲

(1) 落札者が実施する業務の範囲

- ① 落札者は、市との間で締結する工事契約に基づき、処理対象物の適正な処理が可能な本件施設の設計及び施工を行う。
- ② 工事範囲は、土木及び外構工事、建築物等及びプラント設備の工事など、本件施設の建設に必要なものすべての工事を含む。
- ③ 落札者は、本件施設の建設などに伴って発生する建設廃棄物などの処理処分、建築確認申請などの許認可手続、プラント設備の試運転及び引渡性能試験などの各種業務を行う。
- ④ 落札者は、市が行う行政手続に必要な書類の作成などの協力、支援を行う。
- ⑤ 落札者の具体的な業務の範囲は次のとおりとし、各業務の詳細は、発注仕様書に示す。

(ア) 事前調査

落札者は、必要な測量、地質調査などを行う（市が実施するものを除く）。

(イ) 建設用地における本件施設の配置

落札者は、建設用地の全体配置計画、車両動線計画などの用地利用に係る設計を行う。

(ウ) 本件施設の設計及び施工

落札者は、し尿処理施設をはじめ、事務室や会議室、見学者のための啓発設備及びそれを納める諸室などの管理棟及びこれらに関連する構内道路、駐車場、門扉などの建築物等の設計及び施工を行う。

(エ) 関連設備の整備など

落札者は、電力の引込み、電話の引込み、見学者用説明、啓発機能調度品及び説明用パンフレットの納品、残土処理及び建物内備品（事務用備品など）の納品などを行う。

(オ) 官公署などへの申請

落札者は、自らの費用負担で、本工事に必要な申請手続き及び市が行う申請の協力を行う。なお、市が行う主な申請、届出は次のとおりである。

- a 廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係の申請、届出
- b 建築基準法関係の申請、届出
- c 大気汚染防止法関係の申請、届出
- d 水質汚濁防止法関係の申請、届出
- e 騒音規制法関係の申請、届出
- f 振動規制法関係の申請、届出
- g 労働安全衛生法関係の申請、届出
- h 消防法関係の申請、届出

- i 電気事業法関係の申請、届出
- j その他必要な申請、届出
- (カ) 地元経済への貢献
落札者は、市内雇用、市内企業及び市内産材を優先的に活用することで、地元経済の活性化に寄与し、地域経済に貢献すること。
- (キ) 市が本件施設の運転を委託する者に対する本件施設の運転、点検、検査、保守に係る指導
- (ク) 本工事の実施に必要な部品の供給業務
- (ケ) その他本工事に必要なすべての業務

(2) 市が実施する業務の範囲

- ① 工事实施状況の工事監理
市は本工事の実施状況の監理を行う。
- ② 工事費の支払い
- ③ 近隣住民同意の取得などの住民対応（市が行うべきもの）
- ④ 本件施設の一般廃棄物処理施設の設置届、各種許認可の手続き
市は、行政手続の対応を行う。
- ⑤ その他これらを実施する上で必要な業務

1.7 落札者の収入

市は、本件施設の工事費を落札者に支払う。支払い額は、会計年度ごとに定める請負代金の年度割金額を超えることができないものとし、落札者は前払金、部分払、工事期間中の賃金水準又は物価水準の変動により工事費が不相当となった場合の取扱いについては、北秋田市工事請負契約事項に則って請求できる。

2. 落札者の選定に係る概要スケジュール（予定）

落札者の選定は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の規定に基づく公募型指名競争入札によるものとする。また、落札者選定に係るスケジュールは、次のとおり予定している。

入札公告（入札説明書等の公表）	平成 29 年 11 月 28 日（火）
入札説明書等に対する質問の受付	平成 29 年 12 月 6 日（水）正午まで
入札説明書等に対する質問の回答	平成 29 年 12 月 8 日（金）
資格審査申請書類・技術提案図書の提出	平成 29 年 12 月 14 日（木）正午まで
資格審査結果の通知 入札執行通知書の送付	平成 29 年 12 月 21 日（木）
入札（及び開札）	平成 30 年 1 月 10 日（水）
工事契約締結（仮契約）	平成 30 年 1 月 12 日（金）
工事契約締結（本契約）	平成 30 年 2 月中旬予定

注） 本工事に係る契約については、市議会の議決が必要であり、市と落札者との協議により、仮契約を締結し、市議会の議決をもって本契約となる。

上記スケジュールにおいて応募者の書類提出の状況等により変更が生じる場合がある。

3. 入札参加者に関する要件

3.1 入札参加者の参加要件

入札参加者は、参加資格認定基準日において、以下に示す要件をすべて満たすものとする。なお、参加資格認定基準日は、平成 29 年 12 月 14 日（木）とする。

市は、入札参加希望者から提出された資格審査申請書類及び技術提案図書により、本工事への参加資格要件を満たしているかどうかの確認を行う。

(1) 入札参加者の参加資格要件

① 基本的な参加資格要件

入札参加者は、以下に示す要件をすべて満たすこととする。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当しない者であること。
- (イ) 市の競争入札参加資格者名簿（平成 29 年度）に登録された者であること。
- (ウ) 市の指名停止措置を受けていない者であること。
- (エ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続きの開始がされていないこと。
- (オ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (カ) 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告の事実がないこと。
- (キ) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (ク) 直近営業年度の法人税、消費税及び地方消費税、市の法人市民税を滞納している者でないこと。
- (ケ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。
- (コ) 次に示す者と資本面及び人事面において関連がある者でないこと。

基本設計等業務受託者である株式会社オオバ

注)「資本面において関連がある」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 20 を超える株式を有する、又は、その資金の総額の 100 分の 20 を出資しているものをいい、「人事面において関連がある」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねているものをいう。

- (サ) 北秋田市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 21 日条例第 3 号）の第 2 条第 1 号又は

第2号の規定に該当しないものであること。

② 設計、施工に関する参加資格要件

入札参加者は、設計、施工に関する以下の要件を満たすこととする。

- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) プラント設備の施工について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けており、かつ、経営事項審査における建設工事の種類「清掃施設」において、総合評定値（P）が900点以上であること。
- (ウ) 平成18年度以降に地方自治体から自ら受注して建設し竣工し、かつ処理能力が40k1/日以上の上尿処理施設の実績が複数あること。そのうち、下水道への希釈放流設備の新設または改造の実績が1件以上あること。
- (エ) 本工事に配置できる専任の監理技術者を有すること。

3.2 入札に関する留意事項

(1) 入札説明書の承諾

入札参加者は、入札提出書類の提出をもって、入札説明書の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

入札に関し必要な費用は、全て入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(4) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

入札参加者から入札説明書に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。

ただし、市は、本工事の実施に必要な範囲において公表する場合、その他市が必要と認める場合には、入札説明書に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。

(6) 市が提示する参考資料の取扱い

市が提示する参考資料は、入札に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても、市の下承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示してはならない。

(7) 入札無効に関する事項

① 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(ア) 提案書類に虚偽の記載がある場合

(イ) 提案書類に不備がある場合

(ウ) 期限までに提出されない場合

(エ) 参加資格を欠いている場合

(オ) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われた場合

(カ) 著しく信義に反する行為をした場合

(キ) 関係者に対する工作など不当な活動を行ったと認められる場合

(ク) 入札金額が予定価格を超えた場合

(ケ) (ア)から(ク)に挙げるもののほか、市が特に指定した事項に違反した場合

② 工事契約締結までに入札参加者（落札者）の構成員の一部又は全部が、3.1（1）に規定する共通の参加資格要件を満たさなくなった場合は、失格とする。

(8) 入札の中止、延期など

市が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は、取り消すことがある。

(9) 予定価格の公表

本工事の予定価格は事後公表とする。

なお、本工事は北秋田市建設工事低入札価格調査制度実施要綱の対象工事とする。

(10) その他

入札説明書に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知する。

3.3 入札に関する手続

(1) 入札説明書等の公表

入札説明書等の公表を次のとおり行う。入札参加希望者は市のホームページからダウンロードすること。

- ① 公表日 平成 29 年 11 月 28 日（火）
- ② 公表場所 市ホームページ（<http://www.city.kitaakita.akita.jp/>）
- ③ 公表資料 入札説明書（本書）、発注仕様書、様式集（Word, Excel）

(2) 入札説明書等に対する質問の受付

入札説明書等の内容などに関する質問を次のとおり受け付ける。

① 受付期間

平成 29 年 11 月 28 日（火）から 12 月 6 日（水）正午まで

② 質問の方法

様式集【第 1 号様式】に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにて(11)に示す市民生活部生活課へ送信すること。電話、口頭での質問は一切受け付けない。

(3) 入札説明書等に対する質問の回答

入札説明書等の内容などに関する質問に対して、平成 29 年 12 月 8 日（金）に、市のホームページにおいて公表する。

なお、電話、口頭での回答など、個別には対応しない。

また、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

(4) 資格審査申請書類及び技術提案図書の提出

入札参加希望者は、資格審査申請書類及び技術提案図書の提出を次のとおり行う。

なお、提出された資格審査申請書類及び技術提案図書は変更することができない。また、理由のいかんに関わらず返却しない。

① 提出期限

平成 29 年 12 月 14 日（木）正午まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。）

② 提出方法

(11)に示す市民生活部生活課への持参とし、その他の方法は認めない。

③ 提出書類

提出書類は次のとおりとし、それぞれ正 1 部、副 15 部（副はコピーで可）を提出する。ただし、(キ)の技術提案図書については、正 1 部、副 2 部とし、データを CD で 1 部提出すること。

(ア) 参加表明書 【第 2 号様式】

(イ) 資格審査申請書 【第 3 号様式】

(ウ) 入札参加資格確認書類

a 会社概要、業務経歴書

- b 貸借対照表及び損益計算書の写し（直近3営業年度分）
- c 法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）
- d 納税証明書の写し
 - ・直近営業年度の法人税と消費税及び地方消費税に関する納税証明書（納税証明書（その3の3））
 - ・市の法人市民税に係る納税証明書（納税義務者のみ）
- e 入札参加資格要件を証明する書類の写し
- f 入札参加資格を満たしていることの誓約書【第4号様式】
- g 建設実績【第5号様式】
- (オ) 印鑑届【第6号様式】
- (カ) 印鑑証明書
- (キ) 技術提案図書【第8号様式】

(5) 資格審査結果の通知

市は、提出された資格審査申請書類及び技術提案図書により、本工事への参加資格要件を満たしているかどうかの確認を行う。参加資格認定基準日は平成29年12月14日（木）とする。

参加資格の確認の結果については、平成29年12月21日（木）までに入札参加希望者に対し、書面にて通知する。

(6) 入札執行の通知

資格審査申請書類及び技術提案図書が要件を満たしていると認められた者に対し、入札執行通知書を送付する。

(7) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- ① 参加資格がないと認められた者は、市に対してその理由の説明を求めることができる。
- ② ①の説明を求める場合は、その旨を記載した書面（様式自由）を平成29年12月25日（月）（ただし、土曜日、日曜日を除く）までに、(11)に示す市民生活部生活課まで提出する。提出方法は持参によるものとし、郵送、ファックス、電子メールによるものは受け付けない。説明を求めた者に対する回答は平成29年12月27日（水）までに書面にて行う。

(8) 入札

入札参加者は、次により本工事に関する入札書を提出すること。

① 入札日

平成 30 年 1 月 10 日（水）

② 入札時間及び場所

入札時間及び場所等については、入札執行通知書にて通知する。

③ 入札方法

入札書は持参とし、その他の方法は認めない。

④ 提出書類

提出書類は次のとおりとし、入札書及び年度別工事費内訳書をそれぞれ 1 部提出する。

(ア) 入札書 【第 9 号様式】

(イ) 年度別工事費内訳書 【第 10 号様式】

⑤ 入札金額記載要領

入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。入札書及び年度別工事費内訳書は、封筒に入れ入札参加者の企業名を記入すること。

⑥ 入札

入札は、入札参加者が参加する。代理人が参加する場合は、委任状【第 11 号様式】を併せて提出する。委任状の提出がない場合は入札に参加できない。

⑦ その他

(ア) 提出された提案書類がすべて揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。

(イ) 開札は、即日行う。開札の際は入札参加者又はその代理人が立会いのうえ行うものとする。

(ウ) 入札書に記載する入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入する。

(エ) 入札回数は、予定価格を事後公表としているので、3 回を限度とする。

(オ) 入札者が 1 者の場合は入札を中止する。

(カ) 前各項に定めるもののほか、北秋田市財務規則の定めるところによる。

(9) 入札の辞退

入札参加者は、資格審査合格後に入札を辞退する場合は、【第 7 号様式】に必要事項を記入の上、平成 30 年 1 月 9 日（火）まで(11)に示す市民生活部生活課まで持参すること。

(10) その他

市が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

(11) 問い合わせ先、提出先

本工事の入札手続きなどに関する問い合わせ先、提出先は下記のとおりである。

北秋田市役所 市民生活部生活課（環境係）
〒018-3392 秋田県北秋田市花園町 19 番 1 号
TEL 0186-62-1110 FAX 0186-62-2880
E-mail kankyo@city.kitaakita.akita.jp

4. 提案条件

本工事の実施に係る条件は次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、提案書類を作成すること。

4.1 提案に関する条件

(1) 地元経済への貢献

落札者は、市内雇用、市内企業及び市内産材を優先的に活用することで、地元経済の活性化に寄与し、地域経済に貢献すること。

(2) 工事の委託

落札者は、本工事の全部若しくは一部を外部に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、落札者があらかじめ書面により、本工事の一部について、外部に委託し、又は請け負わせることについて、市の承認を得た場合はこの限りではない。

4.2 工事の継続が困難となった場合の措置

(1) 落札者の責めに帰すべき事由により工事の継続が困難となった場合

- ① 落札者が行う工事が、落札者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、落札者に対して、90日以内に改善策の提出、実施を求めることができる。落札者が当該期間内に改善することができなかつたときは、市は、工事契約を解除することができる。
- ② 落札者が倒産し、又は落札者の財務状況が著しく悪化し、その結果、工事契約に基づく工事の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は工事契約を解除することができる。
- ③ ①、②の規定により市が工事契約を解除した場合、落札者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 市の責めに帰すべき事由により工事の継続が困難となった場合

- ① 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により工事の継続が困難となった場合、落札者は工事契約を解除することができる。
- ② ①の規定により落札者が工事契約を解除した場合、市は、落札者に生じた損害を賠償する。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により工事の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は落札者の責めに帰すことのできない事由により、工事の継続が困難となった場合、市及び落札者双方は、工事継続の可否について協議する。

なお、一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び落札者は、工事契約を解除することができる。

(4) その他

その他、工事の継続が困難となった場合の措置の詳細は、工事契約に定める。

4.3 市による本工事の実施状況の監視など

市は、落札者が発注仕様書、実施設計図書などに基づいた工事の実施状況などについて、工事監理を行う。

市に提出する調査分析結果及び各種報告書作成は落札者自らの費用で行うものとするが、市が直接実施する調査などについては、市の負担とする。

市は、以下の内容について工事監理を行う。工事監理の結果に基づく修正や作業の指示について、落札者は合理的な理由がない限り指示に従うものとする。

市は、監督職員を定め、設計及び施工業務において落札者の提出する図書を承認するほか、以下に示す業務の進捗を監視し必要に応じて是正の勧告を行うものとする。

- ① 承諾申請図書の承認及び評価
- ② 施工計画書の承認
- ③ 施工状況及び工程の確認
- ④ 施工検査、工場検査の確認
- ⑤ 工事の是正処理への勧告
- ⑥ 試運転計画書、試運転時各試験計画書の承認
- ⑦ 試運転時各試験結果の承認
- ⑧ 中間及び竣工検査の実施
- ⑨ 出来形検査の実施
- ⑩ その他市が必要と認める事項